

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	12	担当課	農地整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	21-1	不利益処分の種類	地すべり防止区域における監督処分	
(監督処分及び損失補償)						
第二十一条						
都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。						
一 第十八条第一項の規定に違反した者						
二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者						
三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者						